

暴行事件被告に無罪判決

福岡地裁 自白調書の信用性否定

契約相手の男性社員を殴ったとして、暴行罪に問われた男性被告(81)に対し、福岡地裁(加藤貴裁判官)は26日、「自白調書は信用できず、正当防衛にあたる」として無罪(求刑罰金10万円)を言い渡した。

被告は昨年10月2日、福岡市の山林で、シヨベルカ1の購入契約をした会社の社員の顔を殴ったとして起訴された。被告側は「両腕をつかまれ、痛くて左手を引いたところ、たまたま相

手の顔に当たった」と無罪を主張していた。

判決は、検察側が立証の根拠とした社員の被害供述は「不自然で信用しがたい」と指摘。被告を取り調べた警察官が作成した調書に暴行を認める記載があることについては「事件が軽微であり、社員との事実認識の差を入念に確認することなく、事件処理を急ぐ」とする意識が働いてもおかしくない」として信用性を否定した。

(布田一樹)